

会 見 年 月 日	令和4年7月20日（水）
担 当 課	市長公室企画政策課
問 い 合 わ せ 先	電話：0791-43-6867（内線 2454） FAX：0791-43-6822 （担当者名：玉木、建部）

企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の認定について

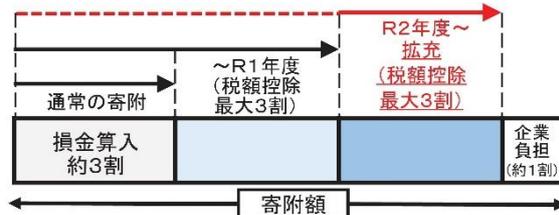
この度、内閣府地方創生推進事務局より、赤穂市が実施する地方創生事業の概要を定めた地域再生計画（計画名：赤穂市まち・ひと・しごと創生推進計画）の認定を受けました。

これにより、本市以外に本社等が所在する企業から企業版ふるさと納税として寄附を受け入れることができ、この寄附を財源とした地方創生事業を実施することが可能となります。

【企業版ふるさと納税】

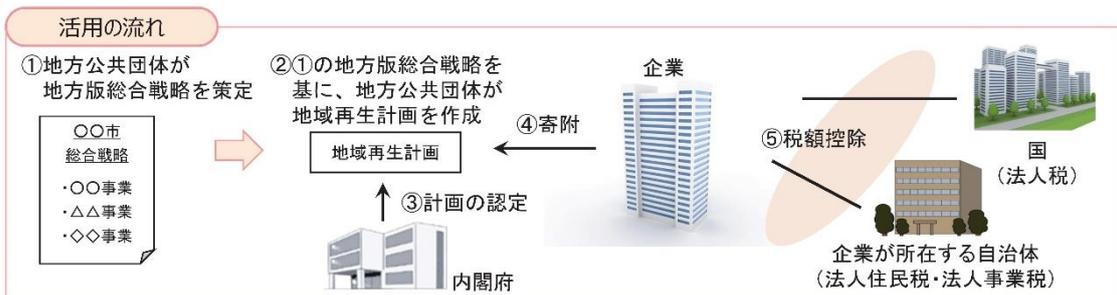
国が認定した地方公共団体の地域再生計画に対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税（法人住民税・法人税・法人住民税）から税額控除する仕組み。（最大約9割軽減）

新たな民間資金の流れにより、これを財源として地方創生の充実・人口減少対策に取り組むことができる。



例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。
（法人住民税法人税割額の20%が上限）
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。
ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。（法人事業税額の20%が上限）



赤穂市のメリット

- ・民間資金で財源を確保しつつ、地方創生事業を実施することが可能となる。
- ・地方創生事業の周知につながる。
- ・企業との新たなパートナーシップの構築につながる。
- ・シティプロモーションの一環となる。

企業のメリット

- ・法人関係税の軽減を受けられる。（寄附額の最大約9割）
- ・民間活力を活かしてSDGsの目標達成に貢献することによる、社会課題の解決に取り組む企業としてのPR効果が期待できる。
- ・赤穂市との新たなパートナーシップの構築につながる。